「三菱電機プラントエンジニアリング奨学金」募集要項

１．奨学金の趣旨

三菱電機プラントエンジニアリング奨学金（以下、奨学金）は、秋田工業高等専門学校（以下、本校）が、三菱電機プラントエンジニアリング株式会社（以下、MPEC）から受け入れた寄附金により、本校の学業に精励する優秀な学生に対し、修業支援として返還を要しない奨学金を給付するものである。

２．奨学金の目的

この奨学金は、社会を支える優れた電気・電子・情報系人材の育成を目的とする。

３．給付額、給付期間、給付方法、給付人数

(1) 給付額

返還を要しない給付型奨学金として月額 30,000 円を給付する。

ただし、奨学金の停止又は返還事由が発生した場合は、この限りではない。

(2) 給付期間

毎年、4 月から翌年 3 月までの 1 年間とする。

(3) 給付方法

採用決定後、奨学生の本人名義の口座へ４月～７月分を７月、８月～１１月分を１０月、１２月～３月分を翌年１月にそれぞれ振り込むものとする。

(4) 給付人数

学年 2 名を上限とする。

ただし、前年度採用人数に達しなかった場合、各学年 2 名を超えて給付する場合がある。

４．申請資格

次の(1)～(6)の条件をすべて満たす者。なお、前年度に本奨学金を受給した者も可とする。

(1) 申請時点で電気・電子・情報系に所属し、第 4 学年又は第 5 学年に在学している者

(2) 申請の前年度の学年末成績が、在籍するクラスにおける上位 1／2 の範囲に属する者で、かつ世帯総収入を家族構成人数の平方根で除した額が４２４万円以下であること

(3) 日本国籍を有する者または、日本への永住が許可されている者

(4) 申請時点で休学中でないこと

(5) 本校の規則に違反、または学生の本分に反する行為により、申請する前年度から MPEC 奨学金申請書（別紙様式 1）の申請期日までに懲戒処分または厳重注意を受け

ていない者

(6) 申請時点で「7. 暴力団等および暴力的行為の排除」に記載の(1)～(3)に該当しない者

5．申請書類に必要な書類、申請期間、提出先

(1) 申請に必要な書類

①MPEC 奨学金申請書（別紙様式 1）

②生計を一とする世帯全員が記載された住民票

③それぞれの収入を証明する書類（所得・課税証明書、確定申告書の写し等）
収入がないものは非課税証明書

④日本国籍を証明する書類もしくは、外国籍の方は永住許可を証明する書類

(2) 申請期間

毎年 6 月頃

(3) 提出先

本校学生課学生支援係

6．奨学生の義務

(1) 奨学生は、本校の規則や規範を遵守し、積極的に学業に精励すること。

(2) 奨学生は、年度末の別途指定する期日までに MPEC 奨学金受給者年度末報告書（別紙様式 2）を、本校学生課学生支援係を通して三菱電機プラントエンジニアリング株式会社に提出すること。

7．暴力団等および暴力的行為の排除

(1) 奨学生は、現在から将来に渡り、次の①～③のいずれの組織に所属しないことを表明し、保証する。

① 暴力団
② 暴力団関係企業
③ 総会屋及び社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等

(2) 奨学生は、現在から将来に渡り、次の①～④のいずれにも該当しないことを表明し、保証する。

① 暴力団員
② 暴力団準構成員
③ 暴力団関係企業の従業員
④ その他前各①～③に準ずる者

(3) 奨学生は、自らまたは第三者を利用して、次の①～⑤のいずれの行為も行わないこと

を表明し、保証する。

① 暴力的な要求行為

② 法的な責任を超えた不当な要求行為

③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務妨害行為

⑤ その他前各①～④に準ずる行為

(4) 奨学生が上記(1)～(3)のいずれかに違反した場合、本校は、何らの催告を要せずに奨学金の支給を停止し、又は返還を求める事ができる。

(5) 上記(4)により奨学金の支給が停止又は返還が求められた場合、奨学生は、本校に対して損害賠償請求を行うことができず、本校に対して生じた損害を賠償するものとする。

8. 選考方法と通知

(1) 採用者の決定は、本校が定める方法で行う。

(2) 本校の判断により、各学年 2 名を超えて給付を認める場合がある。

(3) 選考結果は申請のあった学生に速やかに通知する。

9. 奨学金の停止又は返還

(1) 奨学生について、以下のいずれかに該当したときは、奨学金の停止又は返還を求めることがある。

① 退学又は除籍となったとき

② 休学になったとき

③ 転学になったとき

④ 懲戒処分又は厳重注意を受けたとき

⑤ 成績不良により原級留置となったとき

⑥ 申請内容に虚偽があったとき

⑦ 奨学生の義務を果たさないとき

⑧ 奨学金の辞退の申出があったとき

⑨ 「7. 暴力団等および暴力的行為の排除」に記載の(1)～(3)に違反したとき

⑩ その他、校長が停止又は返還に足る事由があると認めたとき

１０．　その他

(1) 他の給付奨学金との併用は妨ない。

※ただし、申請中や受給中の他の奨学金の支給条件によっては、本奨学金との重複受給が認められない場合がありますので、注意してください。

【問い合わせ先】 秋田工業高等専門学校 学生課学生支援係
TEL: 018-847-6020
Email: gaku-dv@akita-nct.ac.jp